

広島県告示第二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によって、次の森林を保安林予定森林にしたが、森林所有者が知れないため、同項の規定による通知ができないので、同法第百八十九条の規定によって、通知の内容を尾道市役所の掲示場に掲示した。

平成二十三年一月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所及び登記簿上の所有者の氏名

所 在 場 所	登記簿上の所有者の氏名
尾道市因島原町字西之迫一六一	畑中 常助

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

立木の伐採の方法及び限度について